

機器規格仕様書

1 品名、数量

フェリングヘッド付きフォーク収納型グラップルバケット仕様油圧ショベル（ウインチ付き）
1台

2 必要とする機能

- (1) 立木の伐倒が行えること。
- (2) 土砂の掘削が行えること。
- (3) 丸太をつかんで荷役が行えること。
- (4) 丸太をウインチで引き寄せられること。

3 規格

| 項 目 | 必要とする数値等 |
|--|--|
| 本体 フェリングヘッド付きフォーク収納型グラップルバケット仕様油圧ショベル（ウインチ付き） | <p>1 ベースマシン</p> <p>① 5～6トンクラス、後方超小旋回型、モノブーム仕様（フロントブームスイング式でない）であること。</p> <p>② キャブ仕様で横転時保護構造(TOPS)、落下物保護構造(OPG)及び労働安全衛生法のヘッドガード基準に適合していること。</p> <p>③ 特定特殊自動車排ガス規制に関する法律に適合していること。</p> <p>④ 次の装置等を装着していること。 （キャブ仕様（エアコン、ヒーター付）、運転席前面ガード、運転席ヘッドガード、サイドガード、カウンタウェイト、セレクトバルブ式マルチレバー（4way）、4面補強付きアーム、ブレード、鉄クローラシュー、前照灯）</p> <p>2 フェリングヘッド付きフォーク収納型グラップルバケット</p> <p>⑤ 電磁弁方式であること。</p> <p>⑥ カット最大寸法：200～250mm程度、バケット容量：0.12m³程度、最大開口幅：742mm程度、バケット幅：657mm程度、旋回速度：12rpm程度、カッター用最高使用圧力：概ね24.5MPa、最大使用流量：60～80L/min程度、電圧：12Vであること。</p> <p>3 ウインチ</p> <p>⑦ 単胴式ウインチ及びその付属品（ブラケット、スイングギアトシブ、滑車）をベースマシンのブーム、アームに装着すること。</p> <p>⑧ 標準引張能力：概ね16kN、最大引張能力：概ね22.6 kN、巻上げ速度：0～40m/min、ウインチ設定圧力：概ね17.2MPa、最大使用流量：概ね40L/min</p> <p>⑨ ラジコン操作ができること。</p> <p>⑩ 林業用繊維ロープ（8mm×50m、引張強さ：概ね58.6 kN、質量：概ね9.16kg/200m）、2tフックを装着すること。</p> |

機 器 構 成 内 訳 書

物品名（フェリングヘッド付きフォーク収納型グラップルバケット仕様油圧ショベル
（ウインチ付き） 1台）

参考機種 1

| 品 名 | 規 格 | 数 量 | 製 造 所 名 |
|--|---|-----|--|
| 本体 フェリングヘッド付きフォーク 収納型グラップルバケット 仕様油圧ショベル （ウインチ付き） | <ul style="list-style-type: none"> ・ベースマシン：ZX55UR-5B ・フェリングヘッド付きフォーク収 納型グラップルバケット：MSE- 15FGZX ・ウインチ： MSE-HW20ACB | 1 | <ul style="list-style-type: none"> ・ベースマシン：日立建機日本（株） ・フェリングヘッド付きフォーク収納型 グラップルバケット： 松本システムエンジニアリング（株） ・ウインチ： 松本システムエンジニアリング（株） |
| | | | |

参考機種 2

| 品 名 | 規 格 | 数 量 | 製 造 所 名 |
|--|--|-----|---|
| 本体 フェリングヘッド付きフォーク 収納型グラップルバケット 仕様油圧ショベル （ウインチ付き） | <ul style="list-style-type: none"> ・ベースマシン：PC58UU-6 ・フェリングヘッド付きフォーク収 納型グラップルバケット：MSE- 15FGZX ・ウインチ： MSE-HW20ACB | 1 | <ul style="list-style-type: none"> ・ベースマシン：（株）小松製作所 ・フェリングヘッド付きフォーク収納型 グラップルバケット： 松本システムエンジニアリング（株） ・ウインチ： 松本システムエンジニアリング（株） |
| | | | |

納 入 条 件

- (1) 受注者は、製品を岡山県農林水産総合センター普及連携部普及推進課林業普及推進班内指定場所へ期日までに納入すること。また、納品場所については、受注者が事前に現地確認を行うこと。
- (2) 納品にあたっての運搬、指定場所への設置、組み立て及び検査に要する費用は受注者が負担すること。
- (3) 受注者は、期日までに県担当者の立会により動作確認・検収を受けること。
- (4) 受注者は、納入製品が検収後1年以内に機械的要因などにより障害を生じた場合は、迅速に無償で修繕を行うこと（消耗品を除く）。
- (5) 受注者が、納入時において、建物等へ損傷を与えた場合は、受注者の負担により、現状に戻すこと。
- (6) 受注者は、当該製品の修繕に係る部品・消耗資材を確保し、安定した供給が行える体制を、検収後5年以上確保しておくこと。
- (7) 受注者は、納入の際に修繕に係る部品・消耗資材の価格表を岡山県農林水産総合センター普及連携部普及推進課林業普及推進班に1部提供すること。
- (8) 受注者は、納入の際に機械操作に係る取扱説明書を2部、岡山県農林水産総合センター普及連携部普及推進課林業普及推進班に提供すること。
- (9) 受注者は、検収完了後、可及的速やかに（1週間以内を目安とする）岡山県農林水産総合センター普及連携部普及推進課林業普及推進班職員に対して、取扱い説明会を無償で実施すること。
- (10) 上記に記載のない事項、あるいは疑義が生じた事項は、双方協議して解決すること。